

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規則

- 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

- 工業技術センターの機械器具の新規購入等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 航空産業非破壊検査員養成講習の再講習の実施に当たり、再講習に係る航空産業非破壊検査員養成講習料の額を定めることとした。

規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第21号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 工作機械の款に次のように加える。

直接描画装置	1時間につき	2,600円
--------	--------	--------

別表第3 加熱炉の款揮発分測定用電気炉の項並びに同表試験機械の款紫外可視分光光度計の項、熱分析装置の項及び振とう培養装置の項を削り、同款加硫判定機の項中「1,200円」を「750円」に改め、同款視点軌跡追従装置の項及び低被ばくデジタルエックス線撮像装置の項を削る。

別表第5 その他の加工の款設計又は製図の項及びカラー画像出力の項を削る。

別表第6 中「航空産業非破壊検査員養成講習料」の右に「(再講習に係るものを除く。)」を加え、同表に次のように加える。

再講習に係る航空産業非破壊検査員養成講習料

種別	金額		
	講義	実習	合計
浸透探傷	34,000円	94,000円	128,000円
磁粉探傷	67,000円	130,000円	197,000円
超音波探傷	67,000円	117,000円	184,000円

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。